

壱岐市農業委員会定例会（令和8年8月）

議 事 録

1. 開催日時 令和8年8月25日（火） 午前9時00分
2. 開催場所 壱岐市役所 石田庁舎 第4会議室
3. 出席委員 ・ ・ ・ ・ 農業委員会長 外 農業委員 16名
4. 欠席委員 ・ 番 ・ ・ 委員 ・ 番 ・ ・ 委員
5. 事務局職員 事務局長 ・ ・ ・ ・ 事務局次長 ・ ・ ・ ・ 主任主事 ・ ・ ・ ・
6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 ・ 番 ・ ・ 委員 ・ 番 ・ ・ 委員
 - 第2. 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第35号 非農地証明願について
議案第36号 壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について
議案第37号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（出し手から農地中間管理機構）の意見審議について
議案第38号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）の意見審議について
 7. その他

次回の定例会の日程について 令和8年9月25日（金）午後13時00分～

開 会 （ 午前9：00 ）

- 事務局 皆さん、おはようございます。
ご案内の時間前ではありますが、只今より令和8年8月の農業委員会の総会を開会致します。
本日は、・番・・委員と・番・・委員から欠席の届け出がでております。本日の出席委員は19人中17名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。
それでは、総会日程2の「会長挨拶」を・・会長にお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。
- 会 長 皆様、おはようございます。
本日、8月の定例総会をご案内いたしましたところ、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

連日、厳しい暑さが続いております。今朝の報道によりますと、この暑さはあと1ヶ月ほど続くのではないかとのことでした。現在、吉崎市をはじめ長崎県内全域で水不足が深刻化しており、大変心配しております。

稲作については、早期米は問題なさそうですが、ちょうど今、普通期米が枯れ始めている状況です。一番水が欲しい時期であるにもかかわらず、場所によっては全く水がないところもあります。

このまま干ばつが続けば農作物の被害が避けられないのではないかと、非常に危惧しているところです。

また、米価につきましても、各方面で話題になっておりますが、昨年に比べてかなり下落しています。その背景には、現在お米が余っているという状況があります。

おそらく今年もさらなる下落が予想される中で、昨年は一時的に良い条件を示しておきながら、今年は一転して厳しい状況に置かれる。農業というものは、常に一番手っ取り早く、しわ寄せが来やすい産業であると、私自身、若い頃から農業に携わる中で痛感してまいりました。

こうした状況の中、吉崎市としましては、現在の日本の食料危機を踏まえ、さまざまな対策を講じております。

しかし、残念ながら、農業の現場を経験していない、あるいは農業地域で育っていない方々が政策の決定権を持っているという現実もございます。

そのため、打ち出された政策が本当に正しいのか、そして一時的な場当たりのなものにならないか。我々がしっかりと現場の視点で見極め、取り組んでいかなければなりません。

今後、財政面でもますます厳しくなると言われております。だからこそ、予算を画期的かつ有効に活用して事業を推進する必要があります。皆様におかれましても、こうした背景を十分にご理解いただいた上で、本日の審議をお願いしたいと考えております。

これから議事に入りますが、まずは健康に十分留意され、この暑さを乗り切っていただくことをお願い申し上げまして、私のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、これより議事に入ります。

まず、議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。「吉崎市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名人ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名人は、・番・・委員、・番・・委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

なお、本日の会議書記には事務局、・・主任主事を指名します。

それでは、議事日程第2の議案第33号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、1頁をお願いします。

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請が次のとおり提出がされたので、審議のうえ決定の要がある。

38番 土地の所在

郷ノ浦町本村触 ^{あざおおがみ} 字大神 . . . 番 . 地目 畑 面積 194㎡

同じく . . . 番 . 地目 畑 面積 395㎡

同じく . . . 番 . 地目 畑 面積 1,169㎡

同じく . . . 番 . 地目 畑 面積 78㎡

譲渡人

譲受人

経営地面積は田、畑ともにありません。

申請理由

譲渡人 島外在住で管理できないため売却する。

譲受人 買い受けて農業経営を開始する。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は枝豆、大根、かぶ、じゃがいも、ゆず、レモン、みかんです。

農機具は、耕運機をリース、普通農具一式を土地所有者より譲渡予定であります。

農作業歴は本人6年です。

通作距離については、購入予定の宅地より、1.5kmです。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、枝豆、大根、かぶ、じゃがいも、ゆず、レモン、みかんの作付けでありますので、周辺への影響は、ないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。8月19日に・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、以上の説明ですが、担当委員の補足説明を求めます。

・ ・ 委員 はい。

議 長 はい、・ 番 ・ ・ 委員。

・ ・ 委員 はい。担当の・ ・ です。

事務局の説明のとおり、8月19日に譲受人の配偶者に確認を致しました。

譲渡人の・ ・ さんは、島外在住で農地の耕作ができないということで、譲受人である・ ・ さんへ売却するものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議 長 はい、以上の説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、ご異議がないようですので、議案第33号38番は決定します。

続きまして、39番の説明をお願いします。

事務局 はい、1頁をお願いします。

39番 土地の所在

郷ノ浦町渡良南触 ^{あざうるし} 字 漆 ・ ・ ・ 番 ・ 地目 畑 面積 1,417㎡

同じく ・ ・ ・ 番 地目 畑 面積 1,476㎡

譲渡人 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

譲受人 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

経営地面積は田が 370㎡、畑が2,694㎡の計3,064㎡です。

申請理由

譲渡人 高齢で耕作できないため売却する。

譲受人 譲渡人の要望により、買い受けて耕作する。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は野菜です。

農機具は、軽トラック、草刈機を所有してあります。

農作業歴は本人3年です。

通作距離については、100mです。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、野菜の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。8月13日に・・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、担当委員の補足説明を求めます。

・・・委員 はい。

議長 はい、・・・番 ・・・委員。

・・・委員 はい。担当の・・・です。

事務局の説明のとおり、8月13日に本人に確認を致しました。

譲渡人の・・・さんが高齢で農地の耕作ができないということで、譲受人である・・・さんへ当該農地を売却するものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、ご異議がないようですので、議案第33号39番は決定します。

続きまして、40番の説明をお願いします。

事務局 はい、2頁をお願いします。

40番 土地の所在

郷ノ浦町小牧東触	あざながふじ 字長藤	・・・番・	地目	畑	面積	599㎡
同じく		・・・番・	地目	田	面積	227㎡
同じく		・・・番・	地目	田	面積	1,184㎡
同じく	あざながさか 字長坂	・・・番・	地目	田	面積	687㎡

譲渡人

譲受人

経営地面積は田、畑ともにありません。

申請理由

譲渡人 島外へ転居するため、譲渡人に売却する。

譲受人 買い受けて農業経営を開始する。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は水稻、さつまいも、じゃがいも、季節野菜です。

農機具は、耕運機、刈払機、墳霧器を所有してあります。

農作業歴は本人5年、夫5年、父5年、母5年、弟5年です。

通作距離については、約10km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻、さつまいも、じゃがいも、季節野菜の作付けでありますので、周辺への影響は、ないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。8月21日に・・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、担当委員の補足説明を求めます。

・・・委員 はい。

議長 はい、・・・番 ・・・委員。

・・・委員 はい。担当の・・・です。

ただいま事務局から説明があったとおりでございます。

譲り渡し人の・・・さんが島外へ転居されることに伴い、ご自宅の宅地とあわせて、すべての農地を・・・さんへ売却したいという申し出です。

先ほど「通作距離が10kmある」との説明がありましたが、将来的にはこの自宅を購入して移住される予定ですので、農地の管理については問題ないと考えております。

私たちとしまして、新しい方が転入されることは非常に嬉しい反面、地域に馴染めるかといった不安な面もございます。そういった点も踏まえ、・・・さんの個人情報取り扱いについては農地利用最適化推進委員とも相談いたしました。「こういった方が転居してこられます」と事前に事情を説明し、地域で見守っていただくようお願いをしております。

本件は通常の売買であり、手続き上も何ら問題はないと考えております。皆様、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、以上の説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、ご異議がないようですので、議案第33号40番は決定します。
続きまして、議案第34号の「農地法第4条の規定による許可申請について」
を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、3頁をお願いします。

議案第34号 農地法第4条の規定による認可申請が次のとおり提出された
ので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

1番 土地の所在

郷ノ浦町志原西触 あざにんだばし 字人駄橋 ・ ・ ・ 番 ・ 地目 畑 面積 576㎡

転用目的 一般個人住宅

申請人 ・ ・ ・ ・ ・

申請理由 地盤沈下により、近年、居宅に傾斜がみられ、危険が生じている為、
申請地に新規に建物を建築する計画である、というものです。

農用地区域外の農地で、農地の区分は農業公共投資対象となっていない小集団
の生産性の低い第2種農地と判断を致しております。

位置図、写真、配置図は4頁から6頁です。

8月18日に・ ・ 委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。
以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、以上の説明ですが、担当委員の補足説明を求めます。

・ ・ 委員 はい。

議 長 はい、・番 ・ ・ 委員。

・ ・ 委員 はい、担当の・ ・ です。

事務局の説明のとおり、8月18日に現地確認を致しました。

本人に確認したところ、現在の敷地が地盤沈下により、住宅に傾斜がみられ、
危険が生じている為、申請地に新規に一般住宅を建てたいということです。

合併浄化槽を設置する予定で、周辺農地への影響はないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議 長 はい、以上の説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、ご異議がないようですので、議案第34号1番は決定します。
続きまして、議案第35号「非農地証明願について」を議題とします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、7頁をお願いします。

議案第35号 非農地証明願について、次のとおり提出されたので、調査審議のうえ決定の要がある。

2番 土地の所在

勝本町本宮仲触 字犬山^{あざいぬやま}・・・番・ 台帳地目 畑 面積 89m²

現況 宅地

転用目的 宅地

申請人 ・・・・・・・・・・

申請理由 願出地は、平成14年頃に、住宅として建設され、現在に至っている、ということでありまして非農地化から20年以上経過している、というものです。

位置図、現況写真は8頁から10頁です。

8月18日に・・・委員さんと申請人との立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、以上の説明ですが、担当委員の補足説明を求めます。

・・・委員 はい。

議 長 はい、・・・番 ・・・委員。

・・・委員 はい。担当の・・・です。

事務局から説明があったとおり8月18日に本人に確認を致しました。

平成14年頃から、住居として利用されていて、これまで、何ら問題はなかったという事です。皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議 長 はい、以上の説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、ご異議がないようですので、議案第35号2番は決定します。

続きまして、続きまして、議案第36号「吉岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」を議題とします。

事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、11頁をお願いします。

議案第36号 吉岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について
農業振興地域の整備に関する法律第13条（農業振興地域整備計画の変更）の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の除外申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

2番 土地の所在、

芦辺町深江栄触 字山方 ^{あざやまかた}・・・番・ 地目 畑 面積 648㎡

除外目的、駐車場

申請人 ・・・・・・・・・・

申請理由 申請地を駐車場として整備したいので農振農用地からの除外を申請します、というものです。位置図、写真、配置図は12頁から14頁です。

8月18日に・・・委員さんと申請人との立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、以上の説明ですが、担当委員の補足説明を求めます。

・・・委員 はい。

議 長 はい、・・・番 ・・・委員。

・・・委員 はい。担当の・・・です。

事務局の説明のとおり、8月18日に本人に確認を致しました。

申請者の・・・さん所有の自家用車、農業用車の台数が多いため、申請地に駐車場を整備したいということで農用地区域の除外申請を行いたいとの事であり
ます。周辺農地への影響はないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い
致します。

議 長 はい、以上の説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、ご異議がないようですので、議案第３６号２番は決定します。
続きまして議案第３７号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の意見審議について」と議案第３８号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)の意見審議について」は、関連がありますので、一括上程したいと思います。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第３７号及び議案第３８号について、一括して説明いたします。１５頁をお願いします。
議案第３７号「農用地利用集積等促進計画（出し手から農地中間管理機構）の意見審議について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、意見を求められたため、その判断を求めるものです。１６頁から１９頁をご覧ください。
令和８年８月分の計画は一覧表のとおりであります。
内容につきましては、賃貸借権設定が４９筆、６５，８８８㎡、使用貸借権設定が４３筆、４２，６９１㎡、合計９２筆、１０８，５７９㎡となっております。
続きまして、２１頁をお願いします。
議案第３８号「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）の意見審議について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１項の規定に基づき、意見を求められたため、その判断を求めるものです。
２２頁から２５頁の計画は一覧表のとおりであり、内容は議案第３７号で説明したとおりであります。
なお、本計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律に定める要件を満たしております。
また、議案第３７号の公告と議案第３８号の計画決定は同時施行となります。以上で説明を終わります。

議 長 はい、以上の説明でございますが、これにつきましては、法に則って行いますので皆様方の意見を求めることとなります。何かございませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、異議がないようでありますので、議案第37号と議案第38号は原案のとおり決定します。続きまして、その他の件をお願いします。

事務局 その他の件につきまして、次回の定例会の日程をご案内します。今回は令和8年9月25日（金曜日）、午後1時から開催いたします。引き続き、地区別研修会も予定しております。詳しい内容については、後日改めて文書でご案内しますので、よろしくお願いします。

次に、事務局から2点、お願いと報告がございます。お手元の資料にある義援金と研修についてです。

1点目は「令和8年熊本地震義援金へのご協力」についてです。7月28日に発生した地震では、農地や農業用施設にも甚大な被害が出ています。被災された農業者の復旧・復興を支援するため、農業委員会系統で義援金を募集します。1人1口1,000円を基本とし、竜崎市農業委員会で取りまとめた後、長崎県農業会議を通じて送金いたします。ご協力いただける方は、次回の9月25日の定例会にて事務局へ提出をお願いします。

2点目は「農業委員会視察研修」についてです。10月28日から29日にかけて、大村市役所農業委員会を視察します。大村市では、タブレットを活用した農地利用状況調査や、委員への事務連絡、総会での議案審議など、デジタル化を積極的に進めています。28日の午後3時30分頃から1時間ほど、具体的な活用方法や導入後の効果、課題について説明を受け、意見交換を行う予定です。

初めて参加される方もいらっしゃいますので、旅費について説明します。船賃、宿泊代、宿泊手当については、研修終了後に精算し、口座へ振り込みます。バス代については事務局で別途支払うため、個人の旅費からは除外されます。

また、今年度の旅費規定見直しにより、旅費はほぼ実費支給となり、これまでの日当は廃止されました。宿泊した場合にのみ、宿泊手当が支給されます。昼食代や懇親会費、宿泊代については、事前に徴収させていただく場合がありますので、詳細は9月の定例会で改めてご説明します。

最後に、研修会の出欠報告についてですが、9月4日を目途に、遅くとも9月10日までには報告をお願いします。もし、現時点で出欠が分かっている方がいらっしゃれば、この場でお伺いしますが……。

欠席報告・・・委員・・・委員

他の方は、恐れ入りますが9月4日、遅くとも10日までにご報告をお願いいたします。事務局からは以上です。

会 長 皆様、何かございませんか。

- ・委員 先ほど報告しましたように、新規の方が転入して農業を始められるわけですが、農地を取得した後のフォローが重要だと考えています。はっきり申し上げて、これまで鍬や鎌を持ったことがないような方々が入ってこられるわけです。農業委員会としては農地の許可を出せばそれで良いのかもしれませんが、市や農協と連携して、例えば野菜作りの研修を年に1回開催するなど、何らかの繋がりを持つべきではないでしょうか。「途中で投げ出して終わり」となってしまふのは不安ですので、県の研修なども活用しながら、継続して農業に携わってもらえるような企画や仕組み作りをお願いしたいと思います。

事務局 ご指摘の件については、農協とも話を始めたところですので、趣旨はよく理解しております。現在のところ、具体的な制度としては確立されておりませんが、新しく農業を始める方が少しずつ増えてきている状況です。今後、農協と協議を行い、フォローアップのための計画を立てる方向で相談させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

会 長 他に意見はございませんか。ちなみに、今回譲り受け人となる・・・さんは現在・・・にお住まいですが、元々はIターンか何かで来られた方ですか。

事務局 ・・・・さんはUターンの方です。元々・・・のご出身で、一旦市外に出られていましたが、壱岐に戻って来られました。ご結婚を機に住む場所を探されていたところ、ちょうど・・・さんの物件が見つかりましたので、そこに住んで農業をされるということです。

会 長 ・・・・さんのご自宅も引き継がれるということですね。今後はこうしたケースが増えてくるかと思います。壱岐市でも空き家が多くなっており、活用の可能性は十分にあります。特にインターネットでは「壱岐の物件は安い」といった広告も見かけますので、問い合わせも多くなるでしょう。
また、今後は外国の方が関心を持つ可能性も否定できません。私自身、その点については少し不安を感じている部分もございます。日本人か外国人かという差別があってはなりません、言葉の問題なども生じ得ますので、注視していく必要があると考えています。ほかにご発言はございませんか。

- ・委員 先ほど報告した新規就農者の件ですが、農地を取得した後のフォローが重要だと思います。市や農協が連携して、例えば年に1回は技術研修を行うなど、繋がりを持つ仕組みを作れないでしょうか。
農地を許可して終わりではなく、しっかり定着できるよう支援をお願いしたいです。

議長 他に皆さん方から何かございませんでしょうか。
それでは、皆さん方から意見もないようでございますので、本日の総会の日程を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

【はいの声あり】

大変お疲れ様でした。